

漁業信用保険事業交付金（拡充）

1 趣 旨

独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業保証保険について、その収支均衡に向けた保険料率の設定を行うに当たって、漁業者等の負担が過度に大きくなることのないよう、同基金に対して所要の交付金を交付する。

2 事業内容

資金種類ごとの事故発生リスク等に基づき将来的に支払う保険金支出と将来にわたって受け取る保険料・回収金の合計が、中長期的に均衡することとなるような保険料率（必要保険料率）に基づき算出された保険料収入に対し、漁業者負担軽減の観点から設定された保険料率（設定保険料率）に基づく保険料収入が下回る額について、交付金を交付する。

3 事業実施主体

独立行政法人農林漁業信用基金

4 事業実施期間

平成25年度～平成29年度

5 平成26年度概算決定額（前年度予算額）

344,582千円（344,582千円）

6 交付率

定額

7 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2346（直）

漁業信用保険事業交付金 平成26年度概算決定額:345(345)百万円

漁業保証保険について、収支均衡に向けた保険料率の設定を行うに当たって、漁業者等の負担が過度に大きくなることのないよう、所要の交付金を交付し、政策的に軽減を行う。このことを通じて漁業保証保険制度の安定と漁業者に対する融資の円滑化を図る。

補助対象: 保険引受に係る財務基盤の強化のための経費

漁業者負担軽減の観点から設定された保険料率(設定保険料率)に基づく保険料収入が、資金種類ごとの事故発生リスク等に基づき将来的に支払う保険金支出と将来にわたって受け取る保険料・回収金の合計が中長期的に均衡することとなるような保険料率(必要保険料率)に基づき算出された保険料収入を下回る額について、保険事業交付金を交付する。

補助率: 定額

交付先: 国⇒独立行政法人農林漁業信用基金

